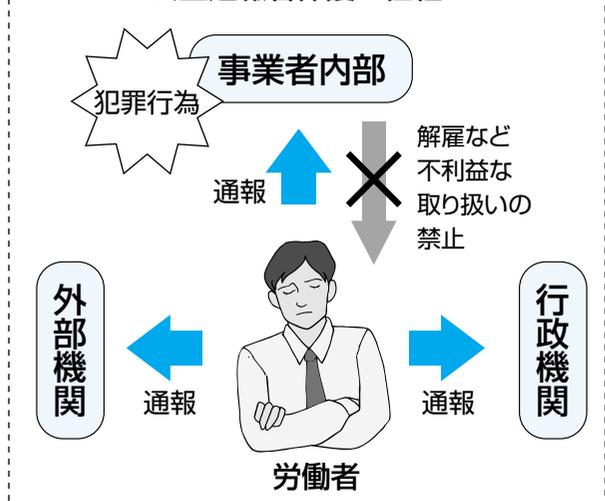


公益通報者保護法が施行されました

会社や行政機関などの事業所内部から労働者が事業者などの法令違反行為を通報した場合、解雇や不利益な取り扱いを受けないよう労働者を保護する公益通報者保護法が4月1日に施行されました。

公益通報者保護の仕組み



通報先は

- ①事業者内部(労働者の法令違反)…事業者の指定した窓口
- ②行政機関など(事業者などの法令違反)…処分などの権限のある国・府・市などの機関

- ③外部機関(事業者などの法令違反)…報道機関など
- ②、③へ通報する際は、根拠となる資料を示す必要があるなど、通報先にて、その要件が定められています。

通報するときは

①公益通報であること、②内容、③氏名、④連絡先の全てを明示してください。匿名の場合は、情報の提供としてお受けすることになります。

公益通報は、他人の正当な利益(名誉、信用、プライバシー)を侵害しないように配慮することが必要です。

市の窓口は

市の窓口は、秘書広報課です。通報者の秘密を厳正に守ります。また、市が自らの所管と判断して是正措置を行った場合は、通報者にお知らせします。

なお、市が権限を有しない通報や通報先を誤ったものは、通報すべき行政機関などをお知らせします。

通報は、書面での受付とし、電話による通報は、お受けできません。

※公益通報者保護法についてのお問い合わせは、内閣府国民生活局企画課(☎03-3581-4989)

HP <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/>

●お問い合わせ 秘書広報課(内線251)

病後児保育が始まります

8月から病後児保育が始まります。

病後児保育とは、お子さんが病気の回復期に向かっているものの、まだ保育所などに通えない期間で、保護者が仕事などで家庭で保育することができない場合に、診療所に併設した保育ルームで保育を行うものです。

利用方法

- 対象/向日市在住の病気回復期の生後2か月から就学するまでの児童で、保育所などに通園し、かつ保護者の勤務などの都合で、家庭での保育が困難な児童
- 保育場所/医療法人よこばやし医院病後児保育所カウベルキッズ(鶏冠井町山畑21-22)
- 保育開始/8月21日(月)から(予定)

- 利用時間/月～金曜日 午前8時～午後8時
土曜日 午前8時～午後5時
- 利用料/1日2,000円(利用が10時間を超える場合は、1時間あたり200円が必要)
※ほかに食費などが必要になります。
- 登録/次のとおり、事前にご登録いただけます。(登録は利用申込みと同時にしていただくこともできます)
 - 受付日時/7月18日(火)から診療時間内に受付を行います。平日午前8時30分～午後8時、土曜日午前8時30分～午後5時
 - 受付場所/よこばやし医院(鶏冠井町山畑39-1、☎922-2468)
 - 必要な持ち物/印鑑、母子健康手帳

●お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係(内線333)



まちの話題

市の新しい助役に 和田良次氏が就任



市の新しい助役に和田良次氏(59歳)が就任しました。海老井秀熙前助役の任期満了に伴うもので、6月24日付で任命されました。任期は4年です。

○略歴

昭和44年3月東京農業大学農学部卒業、職員課長、社会福祉課長、学校教育課長、政策推進室長、上下水道部次長、建設部長などを経て平成17年4月から上下水道部長、平成17年7月から水道事業管理者職務代理者

▲和田良次氏

向日市物集女町

安心・安全なまちづくり 京都府「いろは呑龍トンネル」工事を見学



▲地下トンネルでの貴重な体験を楽しむ参加者

現在、国道171号の地下約20mの位置で工事が進められている京都府「いろは呑龍トンネル」を府民の皆様に広く知ってもらおうと6月18日、工事見学会が開かれ、家族連れなど約40人が参加しました。

参加者たちは、水害から私たちの生活を守るトンネルの役割や、工事で採用されている工法などの説明に熱心に耳を傾けていました。

また、参加した記念として、トンネル内の壁面に工事の安全や呑龍トンネルの活躍を祈念する言葉など、思い思いの言葉を寄せ書きました。

●お問い合わせ 健康推進課 医療係(内線342)

福祉医療・重障老人健康管理事業の更新手続き

現在お使いの「福祉医療費受給者証(老・障・母)」と「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」の有効期間は7月31日(月)までです。

現在受給中の方には必要な書類を郵送しますので、更新の手続きをしてください。

■受給対象者■

障害・母子(自己負担分を公費で助成)・老人(1割または2割負担)で、いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

- 障害者医療 満65歳未満で、①身体障害者手帳1～2級の方 ②身体障害者手帳3級の方で市民税非課税世帯の方 ③療育手帳A判定の方
- 母子医療 来年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までの母子家庭の児童とその母親
- 老人医療 満65歳以上70歳未満の ①一人暮らしの方 ②老人世帯の方 ③所得税非課税世帯の方
- 重度心身障害老人健康管理事業 満65歳以上の老人保健医療受給者で、①身体障害者手帳1～2級の方 ②身体障害者手帳3級の方で市民税非課税世帯の方 ③療育手帳A判定の方

■更新の手続き■ 次のいずれかの方法でお手続きください。

- ①健康推進課の窓口 7月21日(金)～8月8日(火)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- ②郵送 必要書類を郵送してください。7月20日(木)以前到着分は7月21日(金)に新しい受給者証を送付します。それ以降は、到着後随時送付します。

※申請には健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)が必要です。

※所得基準額を超えていたなどで受給者対象外となっておられた方も、対象になる場合があります。その場合は、7月中に手続きをされると、8月1日(火)から対象となります。

※平成18年度から、身体障害者手帳3級の方については、市民税非課税世帯の方のみが障害者医療と重度心身障害老人健康管理事業の対象となります。